

尖閣諸島の防備を推進するための法整備を求める意見書

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法の上でも疑いのないところであるが、中国が不当に領有権を主張している。

このまま放置すれば、我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがあり、尖閣諸島の実効支配を早急に強化し、「尖閣を守る」との国家の意志を明確に示す必要がある。

また、我が国は、世界第6位の排他的経済水域面積を有しており、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも、国境となる離島の保全・振興及びこれらのうち無人島となっている島の適切な管理を進め、とりわけ尖閣諸島に関しては、早急に諸般の現地調査を行うとともに、我が国の船舶の安全航行と漁業関係者の安全操業のため、灯台の設置、避難港の整備などに取り組む必要がある。

よって、国におかれては、海洋国家日本の国益を保全するため、次の事項について速やかに実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 我が国の領土と主権を確固とした態度で守る意志を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに行うこと。
- 2 我が国の領土主権、排他的経済水域等を保全するため、特に重要な離島の振興に当たり、特別な措置を講ずるための新法を制定すること。
- 3 我が国の領土主権、排他的経済水域等の保全上重要な無人島について、国による買取りや土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月22日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
国土交通大臣
防衛大臣